

# 第3章

## 成果目標と達成に向けた取組み

国の基本指針における成果目標の設定に関する考え方をふまえ、令和5年度(2023年度)を目標年度とする7項目の成果目標を掲げ、目標の達成に向けた総合的・計画的な取組みに努めます。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### ❀ 成果目標 ❀

項目	令和5年度 (2023年度) 目標	目標設定の考え方
入所者数	221人	・令和元年度(2019年度)末時点の入所者数から削減数を引いた数。
地域生活への移行者数 (入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数)	14人	・国・府の指針では令和元年度(2019年度)末の施設入所者数の6%以上。
削減数	4人	・国・府の指針では令和元年度(2019年度)末の施設入所者数の1.6%以上。

#### ❀ 目標の達成に向けた主な取組み ❀

- 地域生活支援拠点が運営する「地域移行調整会議」で市内入所施設からの地域移行状況の把握と課題解決に向けた取組みを実施します。
- 「障害者グループホーム整備方針」に基づき、重度の障害のある人、強度行動障害のある人など様々な人が入居できるグループホームの整備を促進します。

- グループホームにおける障害のある人の地域生活について、豊中市障害者啓発活動委員会とともに作成したDVDを活用しながら、様々な機会を通じた啓発を実施します。
- 豊中市居住支援協議会と連携し、障害のある人が民間賃貸住宅に円滑に入居できるような支援を検討します。
- 障害のある人が地域で安心して生活できるよう、各種団体等とともに、引き続き障害への理解促進・啓発活動を実施します。
- 地域移行が進むよう、障害者自立支援協議会や相談支援事業連絡会で事例検討等を通じてノウハウを蓄積するとともに、地域特性をふまえた課題集約と課題の解消に向けた取組みを促進します。
- 地域移行が可能な障害者支援施設入所者の把握に加え、地域資源や利用可能な制度を周知し、さらにピアサポーターの活用等を通じて、地域移行への意欲向上に努めます。
- 障害のある人が地域で安心して一人暮らしを継続できるよう支援するために自立生活援助の整備とサービス利用の促進を図ります。

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 成果目標

項目	令和5年度 (2023年度) 目標	目標設定の考え方
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日	・国・府の指針では、令和5年度(2023年度)末における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を316日以上。
精神病床の1年以上入院患者数	245人	・国指針では、令和5年度(2023年度)末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定。 ・府指針では、令和5年(2023年)6月末時点での精神病床における1年以上の長期入院患者数を8,688人とし、各市町村においては、長期入院患者数で按分した数値を下限に目標設定。65歳以上と65歳未満の区別は設けない。 (大阪府からデータ提供あり)
退院率	入院後3か月時点： 69% 入院後6か月時点： 86% 入院後1年時点： 92%	・国・府の指針では、令和5年度(2023年度)における入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とすることを基本とする。

### 目標の達成に向けた主な取組み

- 保健所と連携しながら、未治療・医療中断などの医療・保健分野における課題と、社会資源の活用・開発などの福祉分野における課題に取り組み、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するための体制づくりを推進します。
- 地域移行が可能な精神科病院長期入院患者について、利用可能な制度周知を行います。
- 長期にわたり精神科病院に入院していると、地域生活についてのイメージが持ちにくいことから、退院者が入院者に退院後の生活の楽しさを伝え、当事者同士のつながりをつくるピアサポート等を実施します。

◆成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	【現状】	【見込み】		
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催回数	2回	3回	3回	3回
上記協議の場への、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者の年間参加者数	11人	11人	11人	11人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の年間実施回数 (目標：地域課題の抽出・検討)	2回	2回	3回	4回
精神障害者の地域移行支援の月平均利用者数	0人	2人	2人	2人
精神障害者の地域定着支援の月平均利用者数	1人	2人	2人	2人
精神障害者の共同生活援助(グループホーム)の月平均利用者数	63人	73人	80人	87人
精神障害者の自立生活援助の月平均利用者数	2人	3人	3人	3人

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### ❁ 成果目標 ❁

項目	令和5年度 (2023年度) 目標	目標設定の考え方
地域生活支援拠点等の確保	1拠点 (整備済)	・国・府の指針では、令和5年度(2023年度)末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上確保。
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	年1回以上	・国・府の指針では、令和5年度(2023年度)末までに地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討。

#### ❁ 目標の達成に向けた主な取組み ❁

- 緊急時における短期入所の受入れについて、市域の事業所と検討を進めます。
- 市域の「障害支援力」を高める人材育成や、そのための研修を実施します。
- 市域に不足している医療的ケアの必要な重症心身障害のある人への支援の充実を図るため、「重度医療的ケア支援スキル啓発事業」、「医療的ケアのある重症心身障害者支援にかかる施設運営補助」を実施し、日中活動の場の開拓に努めます。また、豊能圏域重症心身障害児者連絡会議にて議論を進め、広域的に対応する仕組みを検討します。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### 成果目標

項目	令和5年度 (2023年度) 目標	目標設定の考え方
年間一般就労移行者数 (全体)	153人	・国・府の指針では、令和元年度(2019年度)実績の1.27倍以上。 (大阪府からデータ提供あり)
年間一般就労移行者数 (就労移行支援)	127人	・国・府の指針では、令和元年度(2019年度)実績の1.30倍以上。 ・府の目標値を各市町村の実績に応じて按分。(大阪府からデータ提供あり)
年間一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	17人	・国・府の指針では、令和元年度(2019年度)実績の1.26倍以上。 ・府の目標値を各市町村の実績に応じて按分。(大阪府からデータ提供あり)
年間一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	9人	・国・府の指針では、令和元年度(2019年度)実績の1.23倍以上。 ・府の目標値を各市町村の実績に応じて按分。(大阪府からデータ提供あり)
一般就労移行者の就労 定着支援事業の利用率	7割以上	・国・府の指針では、令和5年度(2023年度)における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち7割が就労定着支援事業を利用。 (大阪府からデータ提供あり)
就労定着支援の就労定 着率	7割以上	・国・府の指針では、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。 (大阪府からデータ提供あり)
就労継続支援(B型) 事業所における平均工 賃額	10,978円	・大阪府独自で設定。 ・府指針では、大阪府の工賃の目標額は、個々の就労継続支援(B型)事業所において設定した目標工賃等を参考とし、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上委員会の意見をふまえて設定。 ・各市町村においては、管内の就労継続支援(B型)事業所において設定した目標工賃をふまえ、目標設定。 (大阪府からデータ提供あり)

## 目標の達成に向けた主な取組み

- 福祉施設から一般就労へ移行した人が継続して就労するために、就労定着支援の整備とサービス利用の促進を図ります。
- パンフレット等で相談支援制度の周知を行い、生活上の支援を強化し、定着率向上につなげます。
- 「豊中市による障害者就労支援施設等からの物品及び役務の調達方針」に基づき調達を推進するとともに、商品力と品質の向上を目的に、職員あっせん販売時の購入者からの感想や商品の改善点を障害者就労支援施設等に伝えます。
- 障害のある人の工賃向上のため、福祉的就労の場の物品・サービスの販売の拡大等について、日中活動事業者連絡会等とともに検討します。

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

### 成果目標

項目	令和5年度 (2023年度) 目標	目標設定の考え方
重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置	1か所	・国・府の指針では、令和5年度(2023年度)末までに、市町村において児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制の構築 2か所以上	・国・府の指針では、令和5年度(2023年度)末までに、市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援 3か所以上 放課後等デイサービス 5か所以上	・国指針では、令和5年度(2023年度)末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保。 ・府指針では、各市町村は府の目標値を重症心身障害児数で按分して目標設定。
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	体制の構築	・国・府の指針では、令和5年度(2023年度)末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を市町村に設置。 ・府指針では、令和5年度(2023年度)末までに、医療的ケア児等コーディネーターについて、少なくとも福祉関係1名、医療関係1名を基本に、地域の実情に応じて市町村に配置。
難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	体制の構築	・国・府の指針では、令和5年度(2023年度)末までに、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保(大阪府実施)。 ・府指針では、各市町村においては関係機関等と連携し、早期発見や円滑かつ適切な支援・治療の実施につなげる。

### 目標の達成に向けた主な取組み

#### 【障害のある子どもへの支援の充実にに向けた取組み】

○関係機関と連携した切れ目のない支援については、「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」(平成28年(2016年)9月)に示す、「気づく」「つなぐ」「支える」の基本姿勢のもと取組みを進めます。

○支援者に対する人材育成については、研修会や支援者交流による専門性の向上に向けた取組みの充実に図ります。



- 市における子どもの障害特性や保護者ニーズ等に合わせた通所支援のサービス提供の考え方を示します。また、家庭、通所支援、学校等のそれぞれの役割分担を明確にし、情報共有や連携を図るための取組みを進めます。
- 医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の活性化により、市における課題の抽出と取組みの方向性を示します。また、個々の発達段階に応じた支援や医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた支援を協議の場を活用しながら行います。

### 【児童発達支援センターの機能充実】

- 障害や発達に課題のある子どもが地域で安心して成長できる総合的かつ一貫した支援を提供する市域の拠点である児童発達支援センターにおいて、障害福祉センターひまわりの機能とも連携し、障害種別や年齢に関わらず、切れ目のない支援を行います。
- 保護者支援については、子どもの育ちを支える力をつけるために、講座や研修会等の取組みの充実を図ります。
- いつでも相談ができ、訪問による保育所・学校等の子どもの所属先への後方支援も行う地域支援機能の充実を図ります。
- 重症心身障害児に対しては、診療所を併設した児童発達支援センターにおいて、医療と福祉の両面からの総合的な支援を乳幼児期から成人移行期まで継続的に実施します。

### ◆成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	【現状】	【見込み】		
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ペアレント・プログラム受講者数	8人	12人	24人	24人
ペアレント・トレーニング受講者数	6人	6人	6人	6人
ペアレントメンター講習会受講者数	70人	80人	80人	80人

※ペアレントメンター講習会は、大阪府が養成しているペアレントメンターを派遣要請しており、今後も大阪府と連携しながら取組みを進めます。

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

### 🌸 成果目標 🌸

項目	令和5年度 (2023年度) 目標	目標設定の考え方
相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保	体制の確保 基幹相談支援センター 設置済	・国指針では、各市町村または各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保。 ・府指針では、令和5年度(2023年度)末までに、基幹相談支援センターをすべての市町村において設置。

### 🌸 目標の達成に向けた主な取組み 🌸

- 切れ目のない支援のための「支援手帳」の周知・活用、「支援手帳」取得者への定期的な生活状況確認を引き続き実施します。
- 各種媒体や手法を用いて、相談支援体制を周知します。
- 市委託相談支援事業所が担当する圏域の分け方についての再検討を行い、多機関連携がスムーズに行えるよう、日常生活圏域を意識した新体制を構築します。
- 地域及び他市への実態調査を行い、支援体制の現状を把握します。また、市委託相談支援事業所へのヒアリング等により相談支援事業における問題点を整理し、よりよい体制を構築します。
- 主任相談支援専門員が多機関連携や障害者自立支援協議会において中心的な役割を担うことによって、相談支援体制を強化し、住みやすい地域づくりを推進します。
- 障害や発達に課題のある子どもとその保護者・支援者等に、初期の相談対応からサービス利用の調整までの総合的な支援を継続的に行います。また、障害児入所施設に入所している児童が、18歳以降に地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携しながら支援を行います。

◆成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	【現状】	【見込み】		
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の年間件数	24件	24件	24件	24件
地域の相談支援事業者の人材育成の年間支援件数	4件	6件	6件	6件
地域の相談機関との連携強化の取組の年間実施回数	12回	14回	14回	14回
こども療育相談対応件数	900件	900件	900件	1,000件
ピアサポート活動への参加人数	12人	12人	12人	12人

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### ❁ 成果目標 ❁

項目	令和5年度 (2023年度) 目標	目標設定の考え方
サービスの質を向上させるための体制の構築	体制の構築	・国指針では、各都道府県や各市町村において、令和5年度(2023年度)末までにサービスの質の向上を図るための体制を構築。
報酬請求エラーの多い項目についての注意喚起	実施	・大阪府独自で設定。
報酬の審査体制の強化等	実施	・府指針では、各市町村において、令和5年度(2023年度)末までにサービスの質の向上を図るための取組みを実施。
指導権限を有する者との協力連携	実施	
適正な指導監査等	実施	

### ❁ 目標の達成に向けた主な取組み ❁

- 大阪府その他の機関等による、障害者総合支援法や障害福祉サービス、請求制度に関する具体的理解のための市職員向け研修等に参加します。
- 障害福祉サービス等事業者の指導・監査等に係る関係課・機関等と連携し、指導監査の適正な実施とその結果の情報共有、請求審査結果の分析等を通じて、適正な事業運営の確保とサービスの質の向上を推進します。
- 報酬請求エラーの多い項目について、集団指導等の場で注意喚起を行います。
- 豊中市障害児通所支援事業者連絡会の側面的支援を通じて、サービス提供事業者間の連携の確保を図るとともに、事業者への情報提供や福祉人材の確保・育成につながる研修や事例検討会等の取組みを行います。

#### ◆ 成果目標の達成に向けた活動指標

指標	【現状】	【見込み】		
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
大阪府が実施する研修その他の研修への市職員の参加	30人	43人	43人	43人
審査結果の共有及び指導監査の適正な実施と結果の共有	114回	313回	327回	330回